

開発許可又は宅造許可に係る 工事の施行に伴う注意事項

尾道市都市部建築課

1 工事の施行

工事は、尾道市その他関係行政機関の指示・指導を受けて適正に施行すること。

2 工事の際に必要な手続

- (1) 工事に着手したときは、工事着手届出書を提出すること。

工事着手届出書

開発許可	尾道市都市計画法施行細則第14条	様式第19号
宅造許可	尾道市宅地造成等規制法施行細則第7条	様式第4号

- (2) 工事が次に掲げる工程に達したときは、その都度、中間施行状況報告書を提出すること。

中間施行状況報告書

開発許可	尾道市都市計画法施行細則第15条	任意様式
宅造許可	尾道市宅地造成等規制法施行細則第16条	様式第12号

ア 擁壁の床掘りを完了したとき。

イ 鉄筋コンクリート擁壁を設置する場合にあつては、その基礎配筋を完了したとき。

ウ 排水施設のうち地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したとき。

- (3) 工事が完了したときは、工事の完了届を提出すること。

工事完了届出書、完了検査申請書

開発許可	都市計画法施行規則第29条	別記様式第4
宅造許可	宅地造成等規制法施行規則第27条	様式第3

3 許可標識の掲示

許可標識（別記1）は、工事の期間中、その工事現場の見やすい場所に掲示すること。

許可標識

開発許可	尾道市都市計画法施行細則第9条	様式第12号
宅造許可	尾道市宅地造成等規制法施行細則第15条	様式第11号

4 工程写真の撮影

工事中における構造物の床掘、型枠、コンクリートの施行状況、形状寸法などが確認できるように写真を撮影し、整理して、前記2の(2)及び(3)の際に提出すること（写真撮影については、別記2の「構造物等の写真撮影に際しての留意事項」によること。）。

5 許可事項等の変更

工事の計画、許可を受けた者又は工事施行者などに変更がある場合は、速やかに連絡し、その指示を受けること。

6 その他

- (1) 工事に際し、道路、河川その他の公共施設を不法に使用又は占用しないこと。

- (2) 周辺住民等利害関係者と紛争が生じるおそれのある場合、又は生じた場合には、直ちに対処し問題の解決に当ること。

- (3) 工事の完了検査を受ける際には、工事の施行区域、同区域内の宅地の区画について、杭、鋸などにより、その境界を明示しておくこと。

- (4) 工事に際しては、宅地防災マニュアル（平成19年3月28日国都開第27号国土交通省）に留意し適正に施行すること。

(別記1)

許可標識の様式

1 開発行為許可標識

← 100 cm →

開 発 行 為 許 可 標 識			
開発許可年月日及び番号	年 月 日 尾都建指令第 号		
開発区域の地域の名称			
許可を受けた者の住所及び氏名			
工事施行者の住所及び氏名			
設計者の住所及び氏名			
開 発 区 域 の 面 積		現 場 管 理 者 氏 名	
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで		

80 cm

100 cm

GL

注 開発行為に名称を付するものにあつては、開発区域の地域の名称の欄に当該名称を記入すること。

2 宅地造成工事許可標識

← 100 cm →

宅地造成工事許可標識			
許可年月日及び番号	年 月 日 尾都建指令第 号		
工事場所			
造成主住所及び氏名			
工事施行者住所及び氏名			
設計者住所及び氏名			
工事施行面積		現場管理者 氏 名	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで		

80 cm

100 cm

GL

注 宅地造成工事に名称を付するものにあつては、「工事場所」の欄に当該名称を記入すること。

(別記2)

構造物等の写真撮影に際しての留意事項

1 写真撮影の目的

構造物等の外部からの検査が困難な箇所の形状寸法及び施行状況について、写真撮影により記録し、中間及び完了検査の際の資料とするものである。

2 写真撮影上の留意事項

(1) 工事着手前及び完成の写真

ア 全景及び工事着手前の状況が比較して確認できるように、同じ位置から同じ方向で撮影すること。

イ 写真撮影の箇所を平面図に番号で明示すること。

(2) 工事中の写真

構造物等の断面寸法の測定状況が確認できるように撮影すること。

ア 構造物等の基礎、床掘り完了、段切完了後の状況

イ 構造物等の構造寸法の状況

ウ 練積み造擁壁、無筋コンクリート造擁壁、裏込め材、隅角補強の状況（基礎、中間、天端下付近（高さ3～5mまでは4ヶ所程度））の状況を撮影すること。

エ 鉄筋コンクリート造擁壁及び構造物等の型枠、配筋状況（底版、たて壁等断面計算を行った箇所）について撮影すること。

オ 地下排水溝その他の埋設構造物の寸法の状況を撮影すること。

カ 使用材料で完成後では撮影できないものを撮影すること。

(注) ア～カまでの構造物等の寸法の測定写真撮影時は、必ずスタッフ、ポール等の測定器具を当て、当該寸法が明確に読み取れるようにするとともに、部分的な断面寸法とならないように注意し、延長約20mごとに位置を明示して断面の測定を撮影すること。

(3) 許可標識設置状況の写真

設置箇所で撮影すること。

(4) 特殊な工法、材料を使用する場合の写真について

特殊な工法、材料を使用する場合は、管理点及び撮影時期等について事前に協議すること。

3 写真の整理方法

(1) 写真はカラーとし、A4版に整理して1部提出すること。

(2) 着手前、完成、土工、擁壁工、排水工、防災工等の順に管理点ごとの工程順序に整理すること。

(3) 写真帳には、工程ごとにインデックスをつけること。

4 管理点について

原則、設計図書に示された管理点を使用すること。

(1) 擁壁の管理点

ア 擁壁の種類ごとに最低1ヶ所は管理点を設けること。

イ 擁壁の延長が20mを超えた場合は新たな管理点を追加すること（詳細は担当者で協議すること。）。

ウ 擁壁の管理点には（A、B、C等）の管理点記号をつけること（図面には赤色にて表示すること。）。

エ 隅角補強がある場合、擁壁の種類ごとに1ヶ所以上の管理点を設けること。

(2) 水路の管理点

ア 水路の種類ごとに最低1ヶ所は管理点を設けること。

イ 水路の延長が20mを超えた場合は新たな管理点を追加すること（詳細は担当者で協議すること。）。

ウ 水路の管理点には（1、2、3等）の管理点番号をつけること（図面には青色にて表示すること。）。

(3) 集水桝の管理点

- ア 集水桝は種類ごとに最低1ヶ所は管理点を設けること。
- イ 集水桝の個数が10個を超えた場合は、新たな管理点を追加すること（詳細は担当者と協議すること。）。
- ウ 集水桝の管理点には（①、②、③等）の管理点番号をつけること（図面には青色にて表示すること。）。
- エ 同一断面にて擁壁と水路の管理をする必要のある場所の表示方法は、擁壁の管理点（図面に赤色表示）若しくは、水路の管理点（図面に青色表示）の位置を少しずらすなどして、わかりやすく記入すること。

(4) 宅地の転圧のまきだし厚の管理点【まきだし厚は30cm以下とすること。】

- ア 転圧状況の全景が写真に写る場所を選定すること（詳細は担当者と協議すること。）。
- イ 管理点には（ア、イ、ウ等）の管理点番号をつけること（図面には赤色にて表示すること。）。

(5) 給水施設、汚水排水施設は、関係課と協議の上、管理すること。

※ 注意事項

(1) 現場での管理点の表示について

完了検査の前には擁壁、水路天に管理点を表示しておくこと。

(2) 上墨について

上墨の位置を表示し、必ず写真撮影をすること。

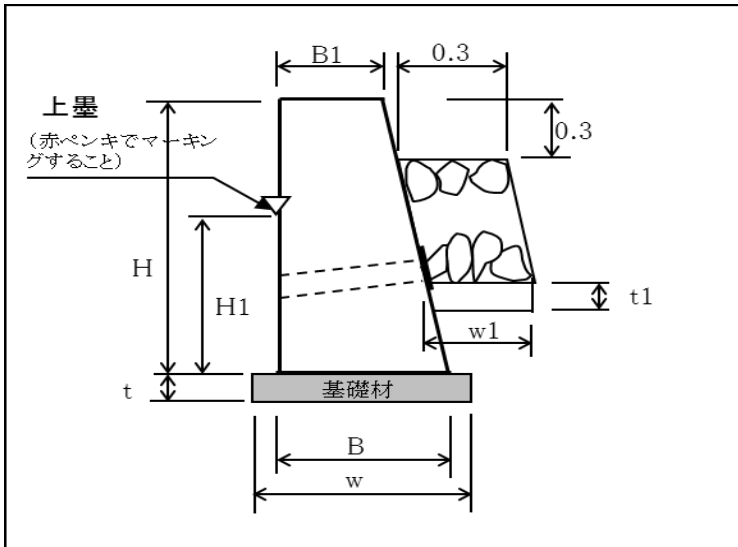
(3) 配筋写真について

鉄筋コンクリート造擁壁等については、たて壁、底版とも横断方向及び延長方向の鉄筋径、配筋ピッチを撮影すること。

5 表示方法について

(1) 重力式擁壁

○寸法写真 ・ 図面に表示している寸法はすべて写真撮影すること。

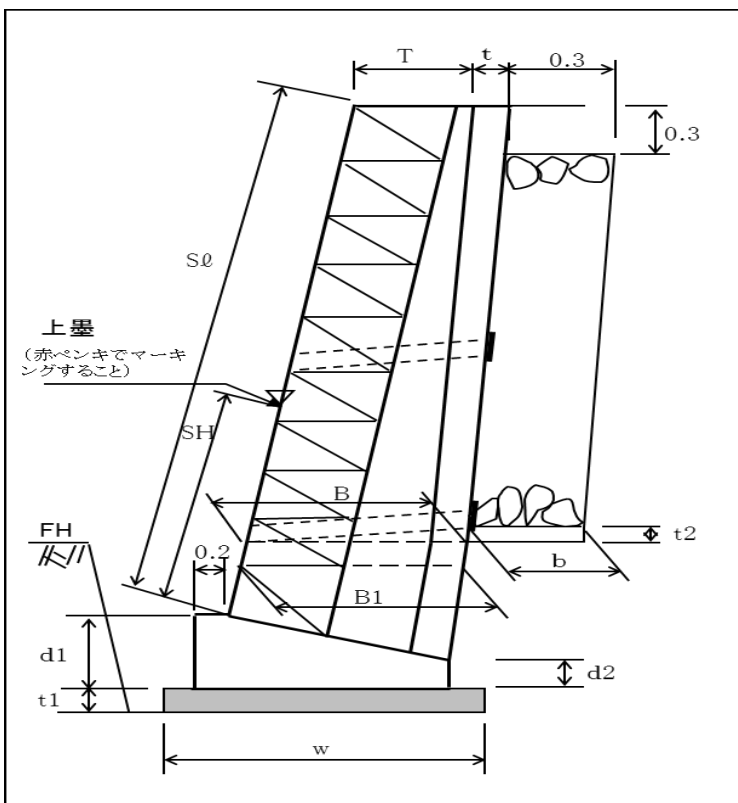


- H: 擁壁の高さ
- B: 擁壁底面の幅
- B1: 擁壁天端の幅
- w: 基礎材の幅
- t: 基礎材の厚み
- w1: 止水コンクリートの幅
- t1: 止水コンクリートの厚み
- 0.3: 裏込砕石の幅
- 0.3: 裏込砕石天端から擁壁天までの高さ
- H1: 上墨の高さ

- 状況写真 ・ 吸出防止材の施行済（壁裏面）の状況写真（管理点付近）
- ・ 裏込材の転圧状況写真

(2) ブロック積擁壁

○寸法写真 ・ 図面に表示している寸法はすべて写真撮影すること。



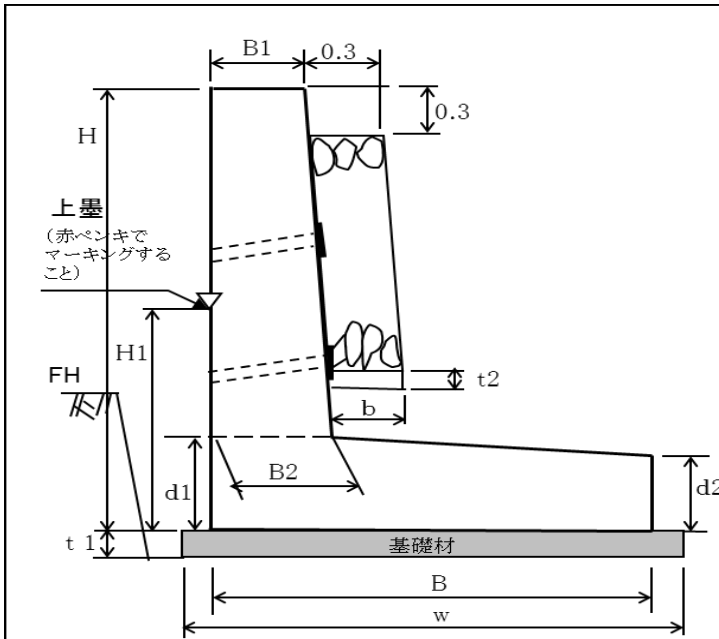
- S0: 擁壁の長さ
- T: 天端の幅
- t: 裏コンの厚さ
- w: 基礎材の幅
- t1: 基礎材の厚み
- d1: ブロック基礎の高さ(前面)
- d2: ブロック基礎の高さ(背面)
- B: 埋戻地盤面での擁壁の幅
- B1: 根石での擁壁の幅
- b: 止水コンクリートの幅
- t2: 止水コンクリートの厚み
- 0.3: 裏込砕石の幅
- 0.3: 裏込砕石天端から擁壁天までの高さ
- SH: 上墨の高さ

- 状況写真 ・ 吸出防止材の施行済（壁裏面）の状況写真（管理点付近）
- ・ 裏込材の転圧状況写真

(3) 鉄筋コンクリート造擁壁

① L型擁壁

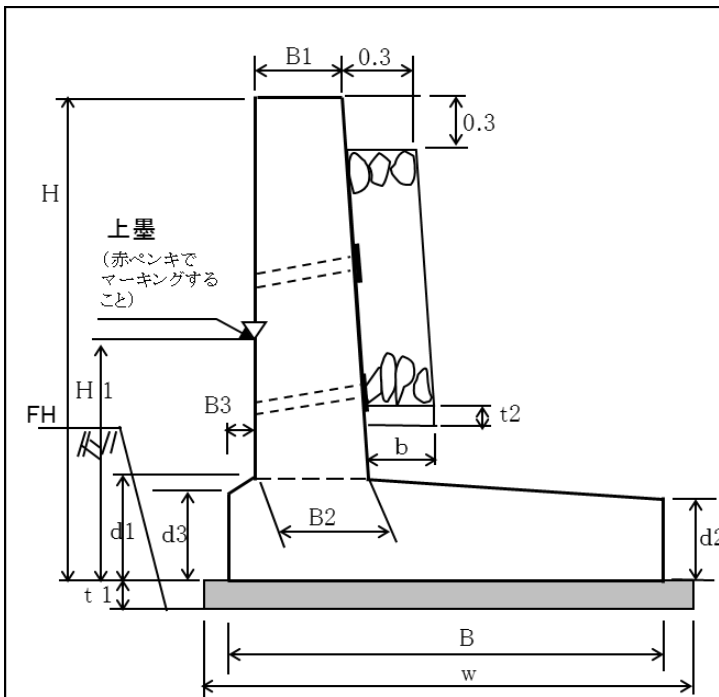
○寸法写真 ・ 図面に表示している寸法はすべて写真撮影すること。



- H: 擁壁の高さ
- H1: 上墨の高さ
- B: 底版幅
- B1: 天端の幅
- B2: たて壁下端の幅
- d1: 底版前面の厚み
- d2: 底版背面の厚み
- w: 基礎材の幅
- t1: 基礎材の厚み
- b: 止水コンクリートの幅
- t2: 止水コンクリートの厚み
- 0.3: 裏込碎石の幅
- 0.3: 裏込碎石天端から擁壁天端までの高さ

② 逆T型擁壁

○寸法写真 ・ 図面に表示している寸法はすべて写真撮影すること。



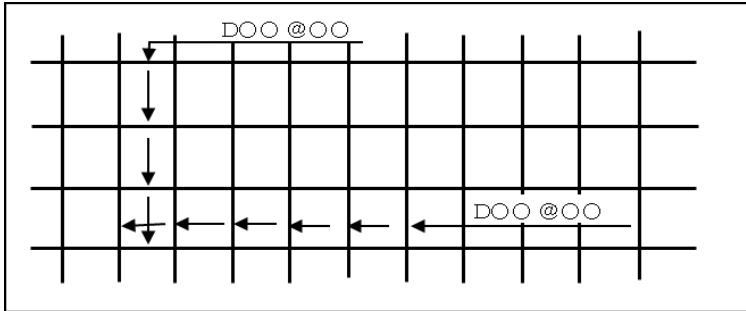
- H: 擁壁の高さ
- H1: 上墨の高さ
- B: 底版幅
- B1: 天端の幅
- B2: たて壁下端の幅
- B3: つま先部の幅
- d1: 底版の厚み
- d2: 底版背面の厚み
- d3: つま先部の厚み
- w: 基礎材の幅
- t1: 基礎材の厚み
- b: 止水コンクリートの幅
- t2: 止水コンクリートの厚み
- 0.3: 裏込碎石の幅
- 0.3: 裏込碎石天端から擁壁天端までの高さ

③ 状況写真

- ・ 吸出防止材の施行済の状況写真 (管理点付近)
- ・ 止水コンクリート打設済の状況写真 (管理点付近)
- ・ 裏込碎石施行済の状況写真 (管理点付近)
- ・ 鉄筋のかぶり厚の状況写真 (管理点付近)

④ 配筋 (たて壁前面・たて壁背面・底版上面・底版下面)

○状況写真 ・ 図面に表示している寸法はすべて写真撮影すること。

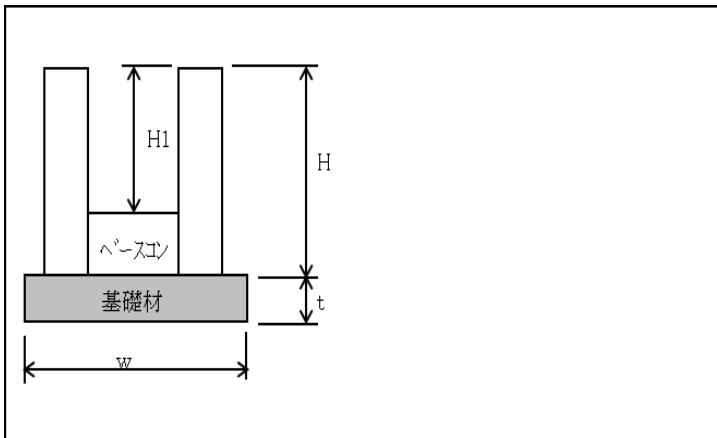


- ・鉄筋径、配筋ピッチを黒板に表示すること。
- ・鉄筋のかぶり厚の写真を撮ること。
- ・縦横方向の鉄筋間隔写真を撮ること。
- ・鉄筋間隔の写真は箱尺、リボンテープ等を使用すること。

(4) 水路

① 現場打水路等

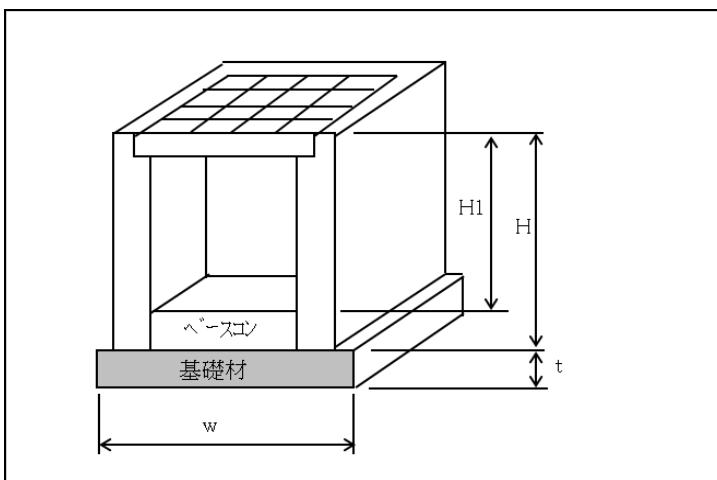
○寸法写真 ・ 図面に表示している寸法はすべて写真撮影すること。



- H: 基礎天端から水路天端までの高さ
- H1: 水路深
- t: 基礎材の厚み
- w: 基礎材の幅

② 集水桝

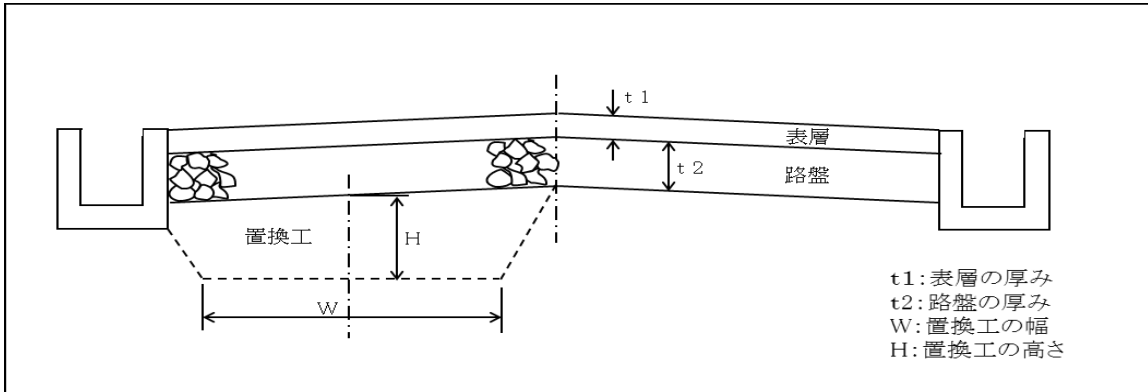
○寸法写真 ・ 図面に表示している寸法はすべて写真撮影すること。



- H: 基礎天端から水路天端までの高さ
- H1: 水路深
- t: 基礎材の厚み
- w: 基礎材の幅

(5) 道路

○寸法写真 ・ 図面に表示している寸法はすべて写真撮影すること。

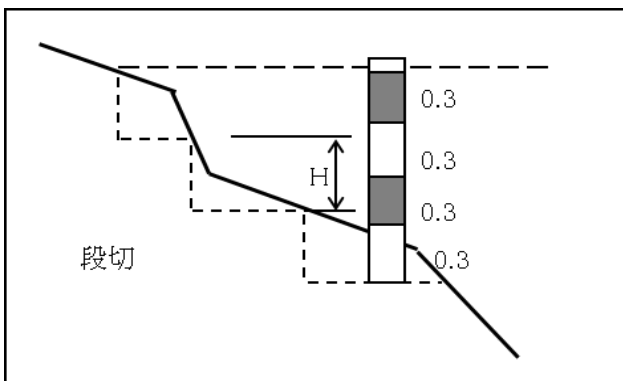


- 状況写真
- ・ 管理点付近
 - ・ 置換工の施行状況写真
 - ・ 路床転圧状況写真
 - ・ 路盤転圧状況写真
 - ・ 舗装転圧状況写真

(6) 土工

① 段切

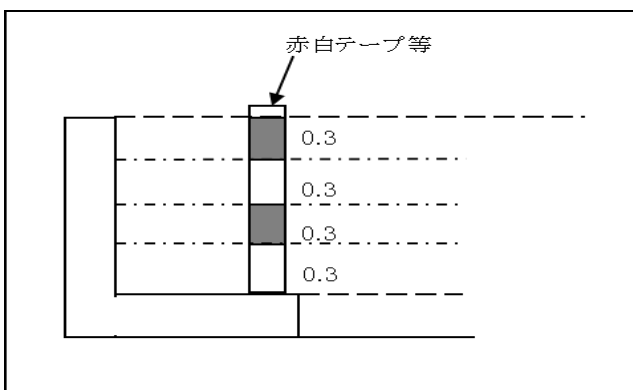
○寸法写真 ・ 図面に表示している寸法はすべて写真撮影すること。



H: 段切の高さ
(Hは0.5~2.0mで現場に応じて決定すること。
・ 段切の高さ(中間ヶ所の1ヶ所のでよい)を撮影すること。

② 盛土

○寸法写真 ・ 図面に表示している寸法はすべて写真撮影すること。



・ まきだし厚みの表示方法について
(定規を設置し転圧の写真管理をすること。)